

大船渡市行政改革懇談会設置要綱

(設置)

第1 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、大船渡市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌)

第2 懇談会は、大船渡市の行政改革の推進について必要な事項を審議する。

(委員)

第3 懇談会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇談会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6 懇談会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年9月10日から施行する。

2 この要綱の施行の日から平成17年3月31日までの間に委嘱される大船渡市行政改革懇談会委員の任期は、改正後の大船渡市行政改革懇談会設置要綱第3第3項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。